

千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例の構成

条例制定の背景・経緯

○「景観」に対する人々の意識の変化

(社会の成熟化による人々の意識の変化 / 潤いと安らぎのある生活空間の質的な向上の希求 /

人々に感動や安らぎを与える「風景」や『景観』への関心の高揚 / 全国各地での景観形成の取組の活発化)

○ 景観法の制定等

(平成16年6月公布 / 地方自治体の取組を法的にバックアップするための枠組みの提示 /

本県において景観行政をより一層推進していく必要性)

【前 文】

良好な景観の形成を通じた美しく魅力ある県土の形成の推進の宣言

《 総 則 》

【目 的】(第1条)

良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより

- 美しく魅力ある県土の形成
- 潤いのある豊かな生活環境の創造
- 個性的で活力ある地域社会の実現

【基本理念】(第2条)

- ① 良好な景観の重要性の認識、その形成の担い手の育成と将来の県民への承継
- ② 自然、歴史、文化等と人々の営み等が調和した、適正な制限の下での良好な景観の形成
- ③ 地域住民の意向の尊重、地域の個性や特色の伸長に資する多様な景観の形成
- ④ 多様な主体(県、市町村、県民、事業者等)の相互連携・協働による良好な景観の形成
- ⑤ 地域活性化に資する、観光振興等と一体となった良好な景観の形成
- ⑥ 景観の保全にとどまらない、現状の景観のより良好な景観への整備

【各主体の責務・役割等】(第3条～第6条)

- ① 県の責務
- ② 県民の役割
- ③ 事業者の役割
- ④ 県への来訪者の協力

《 施 策 》

《基本的施策》

【基本方針】(第7条)

総合的な施策推進を図るための良好な景観の形成に関する基本的な方針の策定

【良好な景観の形成の推進に係る支援等】(第8条～第9条)

- ① 市町村への支援等
- ② 県民及び事業者への支援

【良好な景観の形成を推進するための認定等の制度】(第10条～第23条)

- ① 景観づくり地域協定
- ② 景観づくり地域活動団体
- ③ 景観づくり社会貢献事業者
- ④ 景観づくり事業者協定

【広域景観計画】(第24条)

- ① 広域景観計画
 - ② 景観形成重要区域
 - ③ 策定の手続
- (計画の施行等に関する条例を別途制定予定)

【公共事業景観形成指針】(第25条)

- ① 公共事業景観形成指針の策定
- ② 策定の手続

【組 織】(第26条、附則)

- ① 景観審議会
- ② 景観評価審査委員

施行期日 (平成20年4月1日)